

船橋市防災行政無線固定系戸別受信機管理運用要領

(趣旨)

第1条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に船橋市(以下「市」という。)からの情報伝達を迅速かつ的確に行うため、必要な場所、施設、組織等に戸別受信機を設置し、その管理及び運用について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 固定系親局 特定の2以上の受信設備に対して、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (2) 戸別受信機 固定系親局の通信の相手となる屋内の受信機をいう。

(設置場所)

第3条 戸別受信機は、次の各号に掲げる施設、組織等に設置するものとする。

- (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教育施設
- (2) 保育園、障害者等の社会福祉施設
- (3) その他設置が必要と認められる施設、組織等

(通報の内容)

第4条 通報の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地震津波に関する情報
- (2) 東海地震注意情報、東海地震震予知情報
- (3) 災害における被害状況、避難勧告等災害関連情報
- (4) 災害発生時に伴う人心の安全に関する情報
- (5) その他防災上緊急を要する情報
- (6) 光化学スモッグ情報
- (7) 一般行政事務に係るもので認められるもの
- (8) 時報
- (9) 試験放送

(設置機器)

第5条 設置する戸別受信機は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 名称 船橋市防災行政無線固定系戸別受信機
- (2) 形状 卓上・壁掛け兼用型(大きさ260mm×205mm×82mm程度のもの)
- (3) 付帯設備 野外アンテナ(必要な場合のみ)及び配線等取付器具一式

(時刻の表示)

第6条 通信に使用する時刻の表示は、24時間制によるものとする。

(時報)

第7条 第4条第8号の時報は、次に掲げる時間にメロディーチャイムにより行うも

のとする。

(1) 4月から9月までの間 毎日12時及び18時

(2) 10月から3月までの間 毎日12時及び17時

(経費の負担)

第8条 次に掲げる費用は、市の負担とする。

(1) 設置に要する費用

(2) 保守点検に要する費用（予備電池を含む。）

(3) 移設及び撤去に要する費用

(4) 修理に要する費用

2 戸別受信機の動作に要する電力料金は、被設置者の負担とする。

(維持管理)

第9条 被設置者は、戸別受信機の善良な管理に努め、異常を認めたときは直ちにその旨を市に報告するものとする。

2 被設置者は、戸別受信機の電源を常に投入し、音量等を最良の状態に調整しておくものとする。

(設置場所の変更)

第10条 被設置者は、やむを得ず戸別受信機の設置場所を変更しようとする場合は、あらかじめ市と協議するものとする。

(譲渡等の禁止)

第11条 被設置者は、戸別受信機を譲渡し、又は転貸し、若しくは担保に供してはならない。

(戸別受信機の返還)

第12条 被設置者は、施設の廃止等により設置の必要がなくなったときは、速やかに戸別受信機を市に返還するものとする。

附 則

この要領は、平成2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。